一般競争入札公告

令和 6 年 10 月 17 日 社会福祉法人 邑元会 理事長 藤間 憲一

社会福祉法人邑元会の発注する「特別養護老人ホームあかつき 新築工事 備品購入」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

- 1 入札内容
 - (1) 対 象 物 品 ①介護ベット・介護見守りシステム一式 機械浴槽一式 ナースコール一式 通信機器一式 防炎カーテン一式
 - ②家具・什器一式 医務備品・介護備品・リハビリ機器一式
 - ③家電製品一式・携帯用無線機一式
 - ④厨房機器一式·食器類一式
 - (2) 購入仕様及び予定数量 仕様書による
 - (3)納 入 場 所 埼玉県深谷市東方2737番1
 - (4) 納 入 期 限 令和7年3月10日まで (詳細な納入設定時期については、別途協議の上、納入とする)
- 2 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 埼玉県競争入札参加資格者名簿(令和5・6年度)に登録され、業種「販売」に登録されたものであり、格付けがA級であること。
- (4) 参加者情報に「管轄内」又は「準管轄内」として登録された者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく 入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7)当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。 また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面 で関連がないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請手続き

- (1) 受付期間 公告日から令和6年10月25日(金)16時まで(土日祝日を除く)
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
 - イ 埼玉県物品等競争入札参加資格審査結果通知書
 - ウ 会社案内
 - エ 対象物品に必要な書類等
 - ※ 書類は下記、連絡先に電子メールにて請求すること。
 - ※ 提出書類は返却いたしません。

E-mail: kanbe@akatsuki.yugenkai.or.jp

(3) 提出方法

入札希望の方は(1)の期日までに電子メールで申し込みを行い、原本は速やかに 郵送すること。(令和6年10月25日(金)必着)

(4) 結果通知

入札参加資格確認審査後、令和6年10月28日(月)までに全ての業者に参加 資格の有無について書面(電子メール)にて通知をする。

- 4 仕様書の提供と質問受付及び回答の方法と時期
 - (1) 仕様書の提供 入札参加資格が有と確認された業者には、令和6年10月28日(月) に仕様書・入札書等を電子メールにて配布する。
 - (2) 質疑質問期間 令和6年11月7日(木)12時まで
 - (3) 質問方法 下記E-mailに提出 (Excel データ)

E-mail: kanbe@akatsuki.yugenkai.or.jp

(4) 質疑回答方法 令和6年11月12日 (火)17時までに電子メールで回答

- 5 入札日程等
 - (1) 入札日時 令和6年11月20日(水)

午前 10 時 00 分~①介護ベット・介護見守りシステム一式 機械浴槽一式・ナースコール一式 通信機器一式・防炎カーテン一式

午前 10 時 30 分~②家具・什器一式・医務備品

介護備品・リハビリ機器一式

午前 11 時 00 分~③家電製品一式・携帯用無線機一式 午前 11 時 30 分~④厨房機器一式・食器類一式

- (2) 入札場所:特別養護老人ホームあかつき 会議室 (埼玉県深谷市藤野木117)
- (3)入札予定価格 有 (非公開)

最低制限価格 無

入札保証金 無

- 6 落札者の決定
 - (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
 - (2) 初回入札において予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は2回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入 札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、 当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

(3) 上記(2) によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする (最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)。

なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予 定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契 約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

- ① 契約額は予定価格の範囲内であること
- ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
- ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
- ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者

を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

(5) 入札に参加するものが1者のみの場合は1回のみ入札を行う。

7 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。 落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。6(3)により随意 契約による交渉を行う者も同様とする。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印がない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者
 - ウ 2以上の入札書を提出した者
 - エ 2以上の者の代理をした者
 - ④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - (7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(7) その他

- ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
- ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取

し、入札の延期・中止をすることがある。

- ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- ④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。
- ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8 契約方法等

- (1) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会での承認を受けた後とする。

9 その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。

10 提出・問合せ先

社会福祉法人邑元会 法人本部 特別養護老人ホームあかつき内 埼玉県深谷市藤野木117

電話:048-574-8080

メール: kanbe@akatsuki.yugenkai.or. jp

担当者:施設長 神戸 章

※問い合わせ時間は、10時から16時までとする。(土日祝日を除く)